

STOP!子ども虐待 『守るのは気づいたあなたの その勇気』

11月は児童虐待防止推進月間です。

子どもへの虐待とは

親や親に代わる保護者によって、18歳未満の子どもの心や体に加えられる有害な行為のことをいいます。
子どもの虐待には大きく分けて次の4つのタイプがあり、これらが重複して起こることもあります。

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト
(養育の放棄・怠慢)

心理的虐待

虐待に気づくためのポイント こんなことがあったら

子どもへの虐待

- ◆不自然な傷がある
- ◆表情が乏しい
- ◆家に帰りたがらない
- ◆食事に対して異常な執着を示す
- ◆他児に対して乱暴である
- ◆衣服や身体が非常に汚れている など

親の対応

- ◆子どもへの態度や言葉が否定的である
- ◆地域の中で孤立している
- ◆子どもが病気やけがをしても、病院に連れて行かない
- ◆子どもを置いてたびたび外出する など

子ども達は

虐待は、重大な権利侵害です。また、世代をこえて虐待の連鎖につながる恐れがあります。

親達は

虐待する親の背景にはさまざまな要因やストレス、葛藤があります。親を非難するだけでなく、家庭を支援していくことが必要です。

町では、地域のみなさんや関係機関が連携し子どもの虐待などを防止するために、**神石高原町子育て支援ネットワーク**をつくっています。子どもが健やかに育ち、また地域の中で親が安心して子育てできるよう支援していきます。

気になる場合の連絡・相談先
役場福祉課 ☎89-3335

児童虐待などの相談機関
東部こども家庭センター ☎084-951-2340

幼児・児童等のインフルエンザ予防接種費を助成します

町では、幼児・児童等の保護者が負担するインフルエンザ予防接種費の一部を助成します。
幼児・児童等のインフルエンザ予防接種は、任意の予防接種であることをご理解のうえ、予防接種について主治医と相談して接種を行ってください。

(1) 接種対象者

- ・ 接種時に、神石高原町へ住民登録、又は、外国人登録をしている満1歳から中学校終了までの幼児・児童等

(2) 接種期間

平成23年10月1日(土)～平成24年1月31日(火)までの間

(3) 助成の内容

インフルエンザ予防接種が終了した幼児・児童等の保護者に、1人の幼児・児童等につき、次の金額を上限として、予防接種に要した費用を助成します。

- 1 幼児・小学生の場合
 - ・ 1回接種に対して、1,500円を上限とする範囲内
 - ・ 2回接種に対して、3,000円を上限とする範囲内

2 中学生の場合

- ・ 1回接種に対して、1,500円を上限とする範囲内

(4) 申請の方法

予防接種を受ける際は、申請書を持って医療機関に行ってください。申請書には、必ず、医療機関の証明を受け、必要事項の記入と押印をして、役場へ提出してください。申請書は、次のところにあります。

- ・ 保健課
- ・ 福祉課
- ・ 各支所町民課町民係
- ・ 町ホームページ

● お問い合わせ先

保健課 ☎89・3366

第6回神石高原マルシェ

“神石高原グルメグランプリ” 開催!!

今回のマルシェは、神石高原町産の食材を使ったオリジナルメニューのコンテストを開催します。1枚800円の投票券付きチケットで、全コンテストメニューを試食＆投票することができます。また、神石高原町の特産品を使った通常のグルメブースもあります。神石高原初の食の戦い、勝者を決めるのはあなたです!

 様アシュティー・アンド・カンパニース 神石高原産和牛塩ホルモン焼そば	 KOKO カンパニー 神石メンチカツ	 こだわり農場 いのししメンチカツ	 神石エコファーム 豚豚ーツートンー 神石高原ポークのスヘアリブ鉄板焼
 神石高原くるみる会(学校食堂) イノシシ肉のシシカパブー	日時: 11月19日(土)・20日(日) 【2日間】午前9時～午後4時		 お好み焼・鉄板焼 蔵 神石お好み棒
 (株)車のタンチ 神石牛バーガー	 スパイスノート 神石高原カレーパン	 日本畜産(株)「瀬戸牧場」 神石高原ポーク de まいてーや	 東北大連餃子館 神石高原ヘルシー餃子

お問い合わせ先 神石高原マルシェ実行委員会 (まちづくり推進課 ☎89-3332)

10月から『子ども手当』が変わります!

子ども手当の特別措置法が成立したことにより、10月以降の子ども手当は次のとおり制度が変更となりました。

〔支給額〕

- (平成23年10月分～平成24年3月分)
- 《手当の月額》
 - ・ 0歳～3歳未満 15,000円(一律)
 - ・ 3歳～小学校修了前 10,000円
 - ・ (第3子以降は15,000円)
 - ・ 中学生 10,000円(一律)
- ※平成24年4月分以降の子どもに対する手当については詳細は決まっています。

また、今回の特別措置法では支給額以外にも新たな変更点があります。

〔支給要件〕

- ① 子どもに対しても国内居住要件を設けること。
- ② 10月分より、子が海外に居住している方は手当を受給できません(留学中を除く)
- ③ 児童養護施設等に入所中の子どもについては、施設の設定者等に手当を支給する(里親への支給も含む)
- ④ 未成年後見人や父母指定者については、父母同様の要件で手当を支給する。
- ⑤ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合、単身赴任の場合を除き、子どもと同居している者へ優先的に手当を支給する。

〔申請・支給〕

10月以降の子ども手当を受け取るには、現在受給中の方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、新規申請書の提出が必要となります。11月中にあらかじめ申請が必要方には申請書をお送りします。なお、現在受給中の方や、この度の制度の変更により新たに受給者となる方は、平成24年3月31日までに申請を行えば、さかのぼって支給される特例が受けられます。

申請期間

平成23年10月1日～平成24年3月31日

《注意点》

10月以降の出生や転出等は、さかのぼって支給される特例は受けられません。出生のときは出生日、転出等のときは転出予定日から15日以内に申請してください。

※支給対象となる子どもさんが町外に転出されている等把握できない場合は、申請書が届かないことがありますので、ご確認をお願いいたします。

〔公務員の場合〕

勤務先で手続きを行ってください。

● お問い合わせ先

役場福祉課 ☎89・3335